

# 論 文

## バランスシート・行政コスト計算書による財政評価 —大阪府の事例—

大川 裕介\*

(大阪府政策企画部企画室)

赤井伸郎\*\*

(大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授)

### はじめに

#### (1) 財政評価の目的

日本における各地方自治体は、平成12年3月29日に自治省財政局の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」が公表した報告書等に基づき、「地方財政状況調査」(決算統計)のデータを組み換える方式による財務諸類(バランスシート及び行政コスト計算書)を作成してきた。しかしながら、この総務省方式の財務諸類には、以下のような未計上項目や実態との乖離が存在している。

- ・昭和43年度以前に取得した有形固定資産は計上されない(簿外資産が存在)。
- ・有形固定資産は決算統計上の支出額を積み上げたものであり、資産の売却や除却、評価損等は考慮されていない(資産過大計上の恐れ)。
- ・満期一括償還にかかる減債基金積立金及び、それに対応する債務は計上されない(形式的な簿外資産・負債の存在)。

大阪府においても、平成11年度決算以降、上記の総務省方式による財務諸類が作成されてきたが、平成9年度以降には特定目的基金、平成13年度以降には減債基金から一般会計に繰入運用(借入)される一方、財務諸類においては、このような繰入運用(借入)の実態が適正に表示されていない(実質的な簿外負債が存在)。

\*1993年3月神戸大学文学部卒業、95年3月大阪大学大学院文学研究科修士課程中退、95年4月大阪府庁入庁(現在に至る)、2009年11月公認会計士試験合格。連絡先:okaway@mbox.pref.osaka.lg.jp なお本稿の内容は大阪府の公式見解を表すものではない。

\*\*1991年3月大阪大学経済学部経済学科卒業、94年5月大阪大学大学院経済学研究科博士課程単位取得中退、94年6月大阪大学経済学部助手、95年4月神戸商科大学経済研究所助手、97年4月神戸商科大学経済研究所講師、99年4月神戸商科大学経済研究所助教授、2004年4月兵庫県立大学経営学部助教授(大学改名「兵庫県立大学」に)、07年4月大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授(現在に至る)。所属学会:日本財政学会、日本地方財政学会、日本経済学会。著書等:『地方交付税の経済学』有斐閣 2003年11月刊行(共著)、『行政組織とガバナンスの経済学』有斐閣 2006年11月刊行(単著)、『交通インフラとガバナンスの経済学』有斐閣 2010年7月刊行(単著)。連絡先:akai@osipp.osaka-u.ac.jp

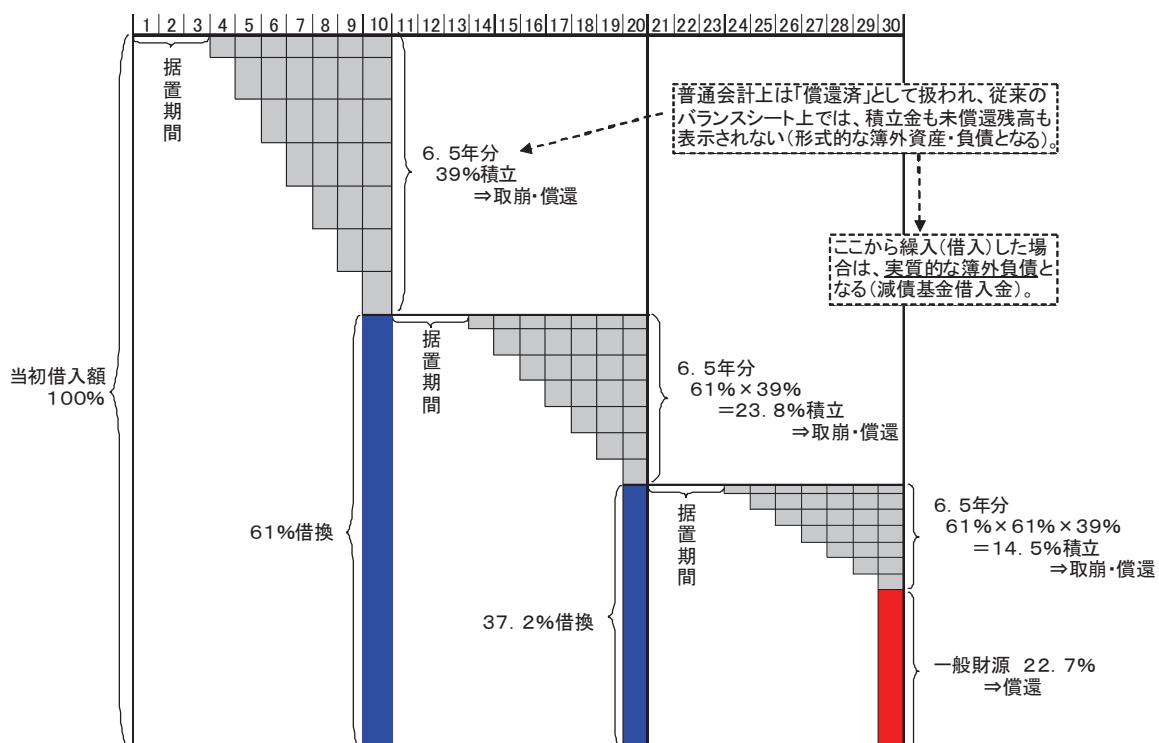
大阪府では、平成20年度は「東京都方式簡易版」を基本とした新たな基準による財務諸表が作成されており、基金借入等に関する問題は概ね解消されているものの、平成19年度以前においては、財務面のマネジメントにおいて極めて重要な「意思決定情報」である財務諸表が適正に表示されたものがない。したがって、本稿では、これらの財務諸表を、可能な限り平成20年度と同様の基準で修正し、大阪府の意思決定に与えてきた影響を検討するとともに、自治体財政の新たな評価方法を探りたい。

なお、総務省においてはバランスシートや行政コスト計算書等を総称して「財務書類」と標記していることから、本稿でも、総務省の示す基準に基づくバランスシート等については「財務書類」と標記し、それ以外については一般的な用語である「財務諸表」と標記する。

## (2) 減債基金積立の概要と大阪府における実態

各地方自治体においては、満期一括償還による地方債を発行した場合には、発行額の一定割合を毎年減債基金として積み立て、満期時の多額の償還に備えることとされている。その概要を図1に示すが、10年債の場合、原則として3年間の据え置き期間の後、毎年借入額の一定割合を減債基金に積み立て、10年後にそれを取り崩して償還し、まだ積み立てされていない額については借換を行なう。20年後にも同様の借換を行ない、30年後には全て償還し終わることとなる。

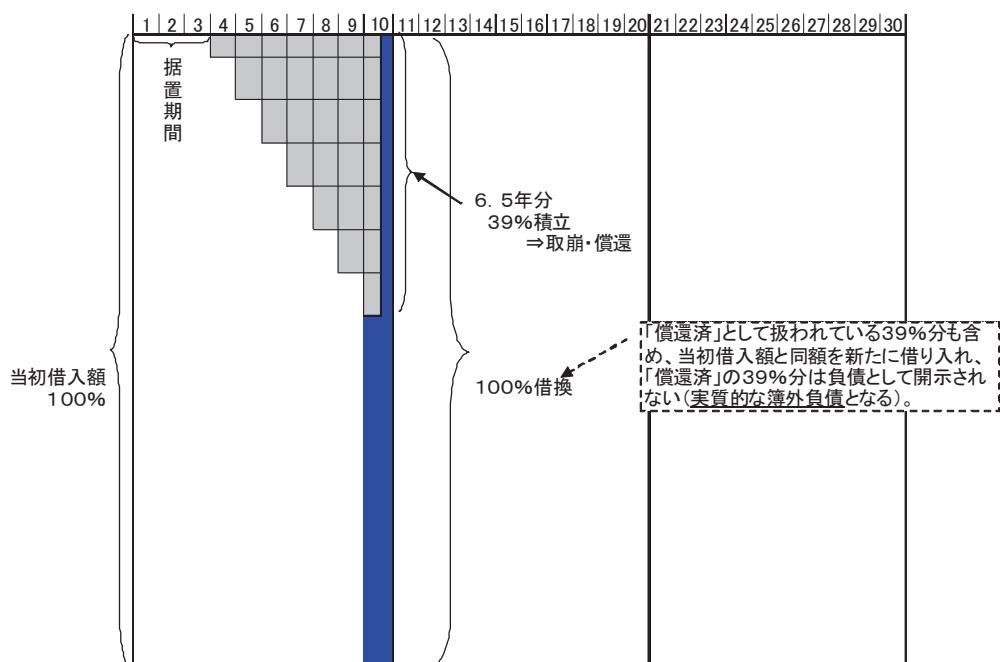
図1 減債基金の積立・取崩の仕組み



出所：大阪府資料

しかし平成16年度以降大阪府においては、一部の府債について、図2に示すような処理を行っていた。つまり、まだ積み立てが行われていない額だけではなく、積み立てが行われていた額についても借換を行い、それにより得た超過分のキャッシュを減債基金に積み立てている。これが「借換債の増発」である。

図2 借換債の増発の仕組み



出所：筆者作成

これにより減債基金の残高を確保し、そこからまた借入を行うことによって毎年の資金収支の帳尻を合わせてきた。それをバランスシートの模式図に表したのが図3である。まず(3-A)は基金借入等を行っていない、通常の団体の場合である。資産・負債の同額がバランスシートに表示されていないものとなっているが、総務省基準に従って作成しているものであり、また「正味資産」の額には影響しないなど、特に問題はない。(3-B)は一定額の基金借入を行っているものであるが、ここでは「25」の減債基金借り入れを行い、また、特定目的基金の借入を「15」と仮定している。これらの借入により実質的な基金残高は減少しているにもかかわらず、名目上の基金残高を表示しているため、簿外負債が発生し、「正味資産」の減少が適正に表示されていない。

さらに借換債の増発により基金残高を膨らませた上でより多額の借入を行っているのが(3-C)である。ここでは「35」の借換債増発を行い、減債基金の実質残高は「25」と仮定しているが、このケースでは、仮に増発を行わなかった場合は、減債基金の残高が不足し、借入を行うことすら出来ず、実質収支は大幅な赤字となる。大阪府もこのようなケースに該当し、もし借換債の増発を行っていなければ、多額の赤字が発生し、再建団体に転落していたと考えられる。

それらの処理を全てオンバランスしたものが(3-D)である。このように減債基金等から借り入れた額について「正味資産」が減少しているが、本来は、大阪府のバランスシートもこのように表示すべきものであったと考えられる。

図3 基金借入、借換債の増発による簿外負債発生の仕組み

(図3-A)

【通常の場合のバランスシート】

減債基金積立による形式的な簿外資産・負債(40)	減債基金積立金(40)	積立金に対応する負債(未償還)(40)
総務省方式によるバランスシート	資産 800	負債 600
	(特定目的基金(内数) 25)	
	正味資産 200	
	資産計 800	負債・正味資産計 800

(図3-B)

【減債基金及び特定目的金から借り入れた場合のバランスシート】

減債基金積立による形式的な簿外資産・負債(40)	減債基金積立金(40) 帳簿残△25 借入(15)差引	積立金に対応する負債(未償還)(40)
総務省方式によるバランスシート	資産 800	負債 600
	(特定目的基金(内数) 25) 帳簿残△15 借入10 差引	バランスシートに現れない、実質的な簿外負債となる
	正味資産 200	
	資産計 800	負債・正味資産計 800

行政コスト計算書において収入として計上

出所：筆者作成

注：従来の総務省方式においては、通常の場合（基金からの借入等を行っていない場合）には、減債基金の積立金及びそれと同額の未償還の負債が簿外となっている（形式的な簿外資産・負債）。また、基金からの借入（25）を行った場合、この簿外部分の積立金を取り崩して収入に計上するため、借入額相当分について、簿外資産と簿外負債が釣り合わず、実質的な簿外負債となる。

(図3-C)

(図3-D)

【さらに借換債の増発を行った場合のバランスシート】

借換債増発による簿外資産・負債(35)	減債基金積立金(75) 帳簿残△50 借入(25)差引	積立金に対応する負債(未償還)(40) 通常分(±35)増発分(75)計
総務省方式によるバランスシート	資産 800	負債 600
	(増発しなければ借入原資が存在しなかつただけでなく、増発についての情報開示がなされていなかった)	バランスシートに現れない、実質的な簿外負債となる
	(特定目的基金(内数) 25) 帳簿残△15 借入10 差引	
	正味資産 200	
	資産計 800	負債・正味資産計 800

行政コスト計算書において収入として計上

【基金借入れ等を全て表示した場合のバランスシート】

借換債増発による資産・負債35 減債基金積立による資産・負債75	減債基金積立金75 帳簿残△50 借入25 差引	積立金に対応する負債(未償還)40 通常分±35 増発分75 計
総務省方式によるバランスシート	資産 800 △15 785 借入 差引	負債 600 △675 負債計 675
	正味資産 200 △50 △15 135 減債基金 特定目的基金 差引	負債・正味資産計 810
	資産計 810	負債・正味資産計 810

出所：筆者作成

注：さらに、減債基金からの借入原資が不足する事態を受けて借換債の増発（35）を行い、増額された減債基金残高から更なる借入（25）を行っており、実質的な簿外負債が増加している。また、以上の処理を全てオンバランスした場合、実質的な簿外負債額について正味資産が減少する。

## 1. 修正バランスシートによる資産・負債の網羅的表示

### (1) 修正結果から見た財政状況～概観～

以下では、適正なバランスシートを作成することを試みる。平成19年度以前のバランスシート等に対し、以下の3つの修正を行った。

第一は、減債基金（満期一括償還分）の計上と繰入額の控除である。具体的には、満期一括償還に備えた減債基金積立金及び、それに対応する府債の残高を両建てで計上し、一般会計に繰入運用（借入）している額を資産の部において控除した。第二は、特定目的基金からの繰入額の控除である。具体的には、一般会計に繰入運用（借入）している額を資産の部において控除した。第三は、平成20年度の財務諸表作成基準の適用である。具体的には、有形固定資産の耐用年数を変更し、減価償却費と残存簿価を修正した<sup>1)</sup>。

また、賞与引当金および有形固定資産取得にかかる国庫支出金を行政コスト計算書の収入項目に計上した。

これらの修正について、修正前と修正後のバランスシートを示したものが、図4および図5である。この修正により「正味資産」は2,603億円増加する。その内訳は以下の通りである。

- ・ 減債基金からの借入 : △5,202億円
- ・ 特目基金からの借入 : △1,482億円
- ・ 有形固定資産の修正 : +9,788億円
- ・ 賞与引当金の計上 : △501億円

図4 修正前バランスシート（平成20年3月31日時点）

（単位：百万円）

固 定 資 産	有形固定資産	5,729,988	府債	4,114,510	固 定 負 債  流 動 負 債  正 味 資 産
	投資等	1,046,444	退職給与引当金	910,655	
			他会計借入金	13,166	
			固定負債計	5,038,331	
			府債翌年度償還額	221,856	
			他会計借入金翌年度償還額	0	
			翌年度繰上充用金	0	
			流動負債計	221,856	
			正味資産計	1,603,643	
	固定資産計	6,776,432			
流 動 資 産	現金預金	36,348			
	財政調整基金	1,256			
	減債基金(満括以外)	18,946			
	歳計現金	16,146			
	未収金	51,050			
	流動資産計	87,398	正味資産計	1,603,643	
	資産合計	6,863,830	負債・正味資産合計	6,863,830	

出所：筆者作成

<sup>1)</sup> 平成19年度までの旧総務省方式と平成20年度以降の大坂府の新たな基準では、一部の有形固定資産の耐用年数が変更されており、減価償却費の減少要因並びに残存簿価の増加要因となっている（例：道路・街路 15年→48年、河川 50年→49年 等）。なお、大阪府の新たな基準における耐用年数は、総務省方式改訂版（平成20年度以降に適用される新たな総務省方式）に準拠。また資産については、昭和43年以前に取得した固定資産が計上されていない等の問題もあり、何らかの調整を行うことが望ましいが、現時点では要調整額を合理的に算定することが出来ないため、当該調整は行わないこととする。

図 5 修正後バランスシート（平成 20 年 3 月 31 日時点）

		(単位:百万円)	
固定資産	有形固定資産	6,708,639	府債
	〔うち修正による増加額 978,651〕		4,114,510
			固定負債
		府債(満括引当分)	588,784
		退職給与引当金	910,655
		他会計借入金	13,166
		固定負債計	5,627,115
		府債翌年度償還額	221,856
	投資等	1,109,634	流動負債
	投資及び出資金	526,824	貯金
特定目的基金	貸付金	298,038	減債基金(満括分)
	一般会計繰入分	△ 520,200	731,590
	一般会計繰入分	△ 148,200	211,390
	土地開発基金・定額運用基金	55	特定目的基金
	固定資産計	7,818,273	一般会計繰入分
	現金預金	36,348	正味資産
	財政調整基金	1,256	1,863,803
流動資産	減債基金(満括以外)	18,946	
	歳計現金	16,146	
	未収金	51,050	
	流動資産計	87,398	正味資産計
資産合計		7,905,671	負債・正味資産合計
			7,905,671

出所：筆者作成

このように、有形固定資産の耐用年数の修正（延長）により、残存簿価が大幅に増加しているが、この要因は計算上の形式的なものである。これまで実態を適正に表示していなかった点としては減債基金及び特目基金からの借入の効果に着目することが有用である。したがって、この耐用年数の修正（延長）を行わず、簿外負債の反映による影響のみを抽出した場合、「正味資産」は7,185億円減少するなど、実質的な意味では修正により財務状態は大幅に悪化する<sup>2)</sup>。

## (2) 修正結果から見た財政状況～各種比率分析～

一般に、民間企業においては、自己資本比率や流動比率等の各種比率分析により、当該企業の収益性や効率性、安全性等の判断に活用するが、ここでは、そのような分析手法が自治体の財務書類についても可能であるかを検証したい。以下では、民間企業の財務諸表を分析する際に行われる各種比率分析等により、大阪府の財務諸表について、他府県比較を交えて分析する<sup>3)</sup>。なお、他府県では、平成20年度は「総務省

<sup>2)</sup> 平成22年度には基金からの借入は一旦返済し、実際に残っている金額まで取崩すこととなっているため、「借入」状態は解消される（ただし減債基金においては「積立不足額」が生じる）。

<sup>3)</sup> 修正後においても以下のよう点で各年度間の非連続性があることなどから、各種比率分析や趨勢分析等は、一定の限界を有するものとして慎重に活用する必要がある。とりわけ固定資産額、正味資産額に強い影響を受ける自己資本比率、自己資本利益率等の比率分析については、他府県比較や時系列分析はある程度可能であるが、民間企業との比較はほぼ不可能と考えられる。

- ・昭和43年以前に取得された有形固定資産や、既に売却・除却した資産、売却目的資産の評価減、貸付金・出資金等の評価については、現時点では合理的に見積もることが不可能であること。
- ・平成18年度には退職給与引当金の計上基準を変更していること
- ・平成20年度の基準とは、「未払金」の計上の有無などで依然として差異があること

方式改訂モデル」で作成している団体が多く、本稿で扱う大阪府の新たな基準とは比較不可能であるため、他府県比較は平成19年度で行う。

まず、分析において用いる指標の定義と意義について解説する。それらは、以下のようにまとめられる。

第一は、自己資本比率であり、以下の式で計算される。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (正味資産)}}{\text{総資産}} \times 100$$

自己資本比率は、総資産に対する自己資本の割合であり、高いほど企業経営の安全度が高いと評価できる。

第二は、自己資本利益率であり、以下の式で計算される。

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益} (\text{収入項目} - \text{行政コスト})}{\text{自己資本 (正味資産)}} \times 100$$

自己資本利益率は、自己資本(株主資本)に対する当期純利益の割合であり、企業価値の指標となる。

第三は、総資本回転率であり、以下の式で計算される。

$$\text{総資本回転率} = \frac{\text{売上高} (\text{一般財源} + \text{使用料・手数料等})}{\text{総資産}}$$

総資本回転率は、企業が総資本をどの程度効率的に活用しているかを見るもので、これが高いほど資産の利用効率が高く、低い場合は資産の収益性が低く、遊休資産の存在などが予想される。

第四は、現金預金残高であり、以下の式で計算される。

$$\text{現金預金残高} = (\text{歳計現金} + \text{財政調整基金} + \text{満括分以外の減債基金})$$

現金預金残高は、手許の支払手段としての現金預金であり、短期的な支払能力の指標となる。

第五は、流動比率であり、以下の式で計算される。

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動比率は、短期の負債に対する企業の支払能力、財務の安全性の指標であり、一般の民間企業においては100%以上が必要最低限、200%以上が望ましいとされる。

以下では、これらの指標を用いて、類似府県と大阪府の財務状況を比較する。それぞれの比率は表1に示されている。この結果、以下のことが分かる。

- ・ 自己資本比率は、同程度の規模の他府県と比べると、神奈川県と並んで低い水準にある。
- ・ 自己資本利益率は、大阪府を含めてほとんどの府県がマイナス(赤字)であり、大阪府が特に悪いとは言えない。
- ・ 総資本回転率は、他府県と比較して大阪府が特に高いとも低いとも言えないが、民間企業の平均は1.14回(平成18年度法人企業統計調査)であり、いずれの府県も民間平均よりはるかに低い。
- ・ 現金預金残高、流動比率とも、他府県と比較して大阪府が特に高いとも低いとも言えない。
- ※ 修正後の流動比率はかなり低くなっているが、他府県も同じ修正を行えば同様に低くなると推測される。
- ・ 一般の民間企業においては流動比率100%以上が必要最低限、200%以上が望ましいとされるが、いずれの府県もそれらを大きく下回っている。

以上、バランスシート、行政コスト計算書の諸指標からは、大阪府が特に財政状態が悪いということは明確には読み取れない。しかしながら、各府県の健全化判断比率等を表2から見ると、大阪府は他府県と比較するとかなり財政状態が悪い状況にある。また総資本回転率は、いずれの府県も民間平均よりはるかに低い水準であり、資産の収益率の低さ(資産の多さ)が自治体の特徴として見て取れるなど、民間企業の指標の単純な適用による財政評価は困難であることが明らかとなった。

表 1 大阪府及び類似府県の各種比率等

※各比率等は、各府県 HP に掲載されている財務諸表より算出（いずれも平成 19 年度）

〔表1-1:自己資本比率〕

単位 : %

大阪府	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	福岡県
(修正前) 23.4	12.4	28.8	29.5	33.8	26.1
(修正後) 23.5					

〔表1-2:自己資本利益率〕

単位 : %

大阪府	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	福岡県
(修正前) △2.2					
(修正後) △1.5	△33.9	3.2	△12.4	△2.3	△3.8

〔表1-3:総資本回転率〕 ※分子は一般財源等及び使用料及び手数料とした（国庫支出金は除外）

単位 : 回

大阪府	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	福岡県
(修正前) 0.26					
(修正後) 0.22	0.32	0.24	0.28	0.18	0.26

〔表1-4:現金預金残高〕

単位 : 億円

大阪府	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	福岡県
(修正前) 363					
(修正後) 363	302	849	48	※ 90	657

※「現金預金」=「歳計現金 + 財政調整基金 + 減債基金（満括分以外）」とした。

※兵庫県については、減債基金に満括分を含んでいるため、「歳計現金 + 財政調整基金」のみを表示する。

〔表1-5:流動比率〕

単位 : %

大阪府	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	福岡県
(修正前) 39.4					
(修正後) 21.1	40.1	58.3	18.5	49.5	20.0

出所：筆者作成

表 2 各府県の健全化判断比率等

※各府県HPより（いずれも平成19年度）

	大阪府	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	福岡県
実質赤字比率	0.02	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	16.6	9.2	11.3	10.9	20.2	13.7
将来負担比率	290.0	209.9	233.0	238.9	361.7	243.8

出所：筆者作成

注：実質赤字や連結実質赤字がない場合には、実質赤字比率・連結実質赤字比率欄に「—」と表記している。

## 2. 修正後バランスシートの経年比較分析

これまでの分析より、単年度のバランスシート・行政コスト計算書による各種比率分析や他府県比較では、的確な財政評価は難しいことが分かった。その理由としては、民間とは異なる自治体特有の公共要因や、各自治体ごとの地域要因などが考えられる。従って、これらの（公共および地域の）特殊要因を考慮して、それらを共通化させた分析手法によりバランスシート・行政コスト計算書の活用方策を模索することが望まれる。そこで、以下では、同じ自治体である大阪府をタイムシリーズ化し、異時点間で比較する分析を試みる。

以下では、財務諸表を経年で比較し、修正前後の変化を考察する。その詳細な数値は、表 3 と表 4 に表されている。それらを、図に表したもののが図 6、図 7、図 8 である。

表 3 修正前・修正後のバランスシート

B/S修正前		(単位:百万円)								
		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
固定資産		6,438,938	6,589,997	6,715,891	6,781,443	6,810,861	6,833,822	6,819,280	6,768,021	6,776,432
流動資産		88,526	83,738	86,799	83,206	76,781	67,334	68,219	74,702	87,398
資産合計		6,527,464	6,673,735	6,802,690	6,864,649	6,887,642	6,901,156	6,887,499	6,842,723	6,863,830
固定負債		4,192,405	4,309,924	4,449,973	4,530,174	4,596,657	4,710,614	4,693,342	5,017,964	5,038,331
流動負債		181,395	221,748	244,398	247,387	257,342	256,438	236,945	230,709	221,856
負債合計		4,373,800	4,531,672	4,694,371	4,777,561	4,853,999	4,967,052	4,930,287	5,248,673	5,260,187
正味資産		2,153,664	2,142,063	2,108,319	2,087,088	2,033,643	1,934,104	1,957,212	1,594,050	1,603,643

B/S修正後		(単位:百万円)									H20
		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
固定資産		7,087,732	7,364,324	7,579,296	7,673,097	7,746,426	7,822,702	7,821,425	7,805,758	7,818,273	7,879,800
流動資産		88,526	66,728	74,265	73,572	75,305	64,627	64,321	74,702	87,398	135,400
資産合計		7,176,258	7,431,052	7,653,561	7,746,669	7,821,731	7,887,329	7,885,746	7,880,460	7,905,671	8,015,200
固定負債		4,296,209	4,499,055	4,723,278	4,896,960	5,015,151	5,114,979	5,156,751	5,581,004	5,627,115	5,373,300
流動負債		238,568	260,896	307,450	324,467	391,496	506,518	467,427	408,538	414,753	697,300
負債合計		4,534,777	4,759,951	5,030,728	5,221,427	5,406,647	5,621,497	5,624,178	5,989,542	6,041,868	6,070,600
正味資産		2,641,481	2,671,101	2,622,833	2,525,242	2,415,084	2,265,832	2,261,568	1,890,918	1,863,803	1,944,600

出所：筆者作成

表 4 修正前・修正後の行政コスト計算書

P/L修正前		(単位:百万円)								
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
人にかかるコスト		970,957	1,000,842	957,651	931,983	994,983	893,170	1,221,833	886,690	
物にかかるコスト		279,159	282,742	288,434	293,677	295,375	291,069	292,373	290,166	
移転支出的なコスト		682,606	690,953	633,230	613,925	626,617	669,441	790,601	725,338	
その他のコスト		132,164	133,512	136,956	123,340	104,957	94,677	105,508	80,554	
行政コスト計		2,064,886	2,108,049	2,016,271	1,962,925	2,021,932	1,948,357	2,410,315	1,982,748	
使用料・手数料等		173,449	171,752	167,881	166,682	157,705	148,815	167,083	164,728	
国庫支出金		305,844	311,653	284,593	264,020	251,685	213,088	167,564	166,940	
一般財源等		1,497,082	1,505,998	1,478,373	1,423,849	1,458,082	1,560,228	1,657,212	1,615,676	
収入項目計		1,976,375	1,989,403	1,930,847	1,854,551	1,867,472	1,922,131	1,991,859	1,947,344	
差引(収入項目ー行政コスト)		△ 88,511	△ 118,646	△ 85,424	△ 108,374	△ 154,460	△ 26,226	△ 418,456	△ 35,404	

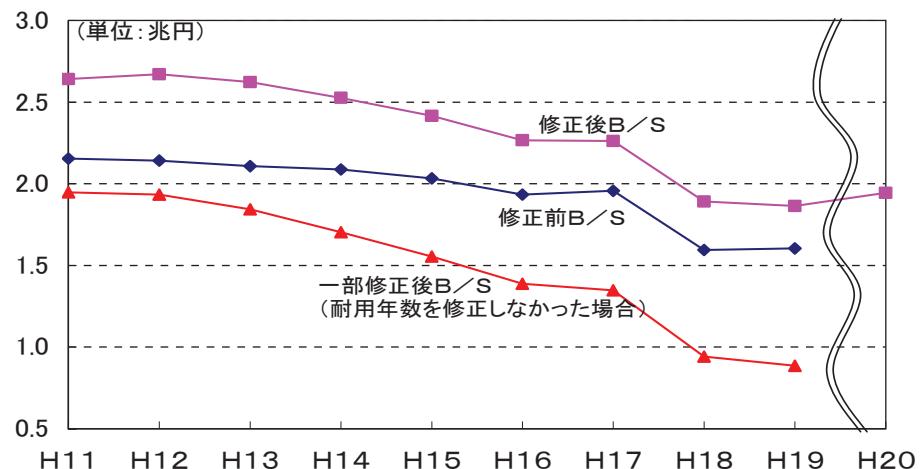
  

P/L修正後		(単位:百万円)								
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
人にかかるコスト		969,942	1,000,816	961,286	927,179	991,137	893,889	1,221,504	885,274	741,900
物にかかるコスト		235,753	240,092	247,359	253,794	278,534	254,323	257,890	260,690	254,200
移転支出的なコスト		681,706	690,453	632,530	613,325	626,017	668,841	789,901	724,938	684,500
その他のコスト		132,164	133,512	136,956	123,340	104,957	94,677	105,508	80,554	112,300
行政コスト計		2,019,565	2,064,873	1,978,131	1,917,638	2,000,645	1,911,730	2,374,803	1,951,456	1,792,900
使用料・手数料等		173,449	171,752	167,881	166,682	157,705	148,815	167,083	164,728	130,500
国庫支出金		382,754	396,555	348,786	318,949	306,606	262,423	222,858	211,937	243,300
一般財源等	(修正による減少額) ※	1,492,982	1,448,298	1,363,873	1,321,849	1,387,082	1,496,228	1,614,212	1,547,676	1,494,000
収入項目計		2,049,185	2,016,605	1,880,540	1,807,480	1,851,393	1,907,466	2,004,153	1,924,341	1,867,800
差引(収入項目ー行政コスト)		29,620	△ 48,268	△ 97,591	△ 110,158	△ 149,252	△ 4,264	△ 370,650	△ 27,115	74,900

出所：筆者作成

まず、図 6を見てみよう。修正による正味資産への影響を見ると、有形固定資産の耐用年数を修正しなかった場合、正味資産額は大幅に減少している（耐用年数を含めて修正した場合は正味資産は増加している）。また、修正前のバランスシートでは正味資産が増加している年度に、修正後のバランスシートでは逆に正味資産が減少している（平成17・19年度）。これは、通常の負債が減少しても、減債基金からの繰入運用（借入）を行ってきたため、実質的な負債が増加していることによる。

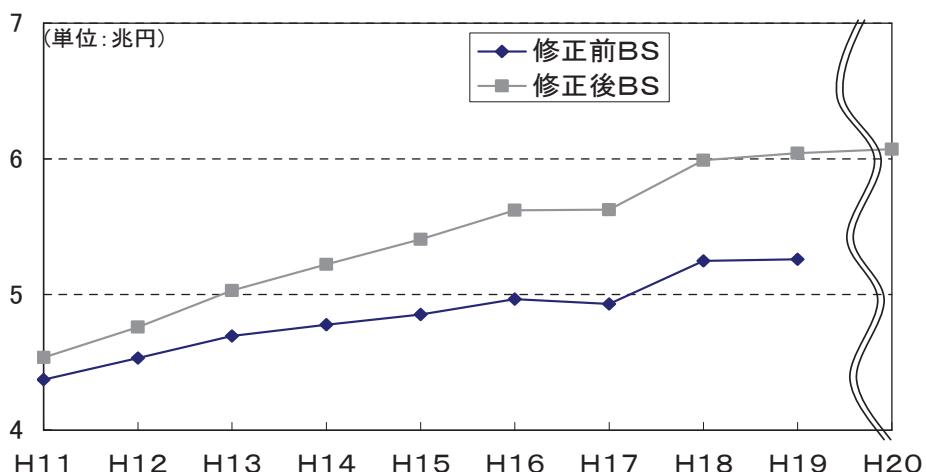
図 6 正味資産の推移



出所：筆者作成

次に、図 7 を見てみよう。負債合計については、修正後のバランスシートでは、平成 19 年度以前の負債合計は大幅に増加している。また、やはり修正前のバランスシートでは負債合計が減少している年度に、修正後のバランスシートでは逆に負債合計が増加している（平成 17 年度）。

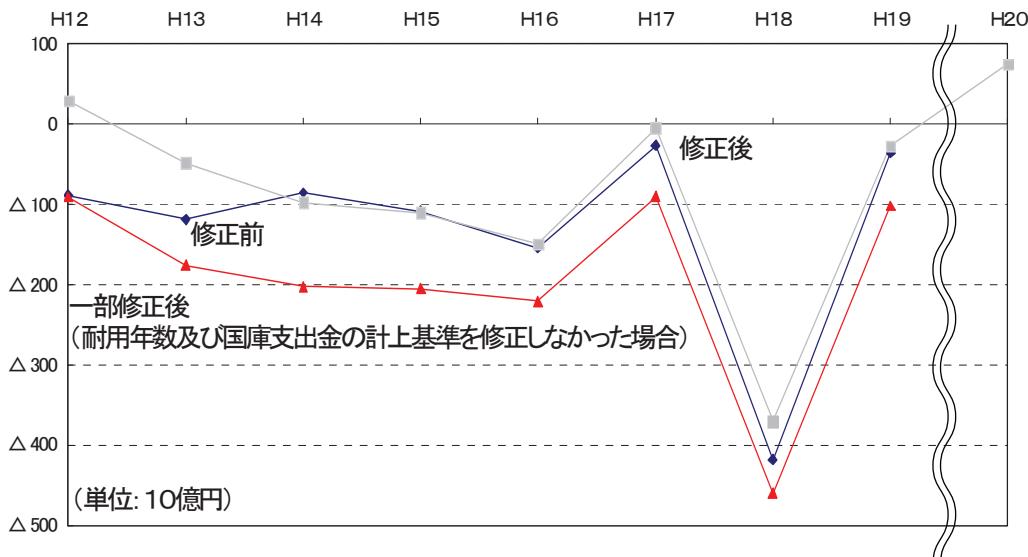
図 7 負債合計の推移



出所：筆者作成

さらに、図 8 を見てみよう。行政コスト計算書上の「収入項目—行政コスト差引」について見ると、有形固定資産の耐用年数及び国庫支出金の計上基準を修正しなかった場合は、「収入項目—行政コスト差引」は大幅に悪化している（耐用年数及び国庫支出金の計上基準を修正した場合は、耐用年数変更による減価償却費の減などにより、概ね影響が相殺されている）。また橋下知事就任後の平成 20 年度には単年度黒字化するなど、（作成基準の違いはあるものの）相当程度の改善が認められる。

図 8 収入項目—行政コスト差引の推移



出所：筆者作成

注：平成18年度の大幅な落ち込みは、退職給与引当金の計上基準を変更したことによるもの。

以上の時系列比較の総括として、減債基金からの繰入運用（借入）等が財政の負債依存体質をより深めており、それがバランスシートに明確に示されていなかっただけでなく、借入による収入額を行政コスト計算書に計上していたなど、財政状態の適正開示の観点から非常に問題があったと言えよう。

### 3. 目的別配列法によるバランスシートの作成

本節では、バランスシートを新たに配列し、政策の評価を試みる。

#### （1）目的別配列法<sup>4)</sup>の概要・趣旨

バランスシートの「目的別配列法」においては、資産については行政目的に使用する「行政財産」と、その他回収・売却可能な資産である「普通財産」に区分し、負債についても有形固定資産の形成に充当される「特定負債」と、その他の負債である「一般負債」に区分する。正味資産についても、「経常活動持分」と「投資活動持分」とに区分する。

「経常活動持分」とは、「普通財産」と「一般負債」の差であり、過去の経常活動の健全性を示すものである。これがマイナスの場合、いわば運転資金として借入をした負債が、回収・売却可能な資産を上回るということであり、民間企業であればその経営の安全性が危惧される状況だと言えるが、地方自治体の場合、その超過分については将来世代の負担により返済せざるを得ず、現役世代から将来世代に負担を転嫁していると言える。「投資活動持分」とは、「行政財産」と「特定負債」の差であり、赤井・鷺見・吉田（2001）では、過去の投資活動の効率性・健全性を示すものとして提示されている。

ただし地方自治体においては、「建設公債主義」の前提のもと、投資活動に充てられる地方債の発行額は、必ず投資額以下となるため、「投資活動持分」がマイナスになることは原則としては起こらない。しかしそ

<sup>4)</sup> この配列法は、赤井・鷺見・吉田（2001）で開発され、分析されたものである。

の一方で、臨時財政対策債等のような「赤字債的な地方債」が一般化し、また大阪府においては制度外の基金借入が多額に上るなど、「建設公債主義」の前提が揺らいでいくに従い、近年は「一般負債」が著しく増嵩しており、自治体財政の健全性に疑問符が付いている状況にある。

従って、ここでは主として「経常活動持分」の動きに着目して、過去の大坂府の活動の総合評価としての資産と負債の状況や、現役世代と将来世代の負担状況を把握したい。

なお、赤井・鷲見・吉田（2001）においては、それぞれ「国民持分」、「行政持分」と表記されているが、より理解しやすいよう表記を変更している。

## （2）目的別配列法によるバランスシート（平成 19 年度）の分析

この配列法を用いて平成 19 年度の財務諸表を作成したものが、図 9 であり<sup>5)</sup>、各種項目について経年比較したものが、図 10 および図 11 である。

図 9 目的別バランスシート（平成 20 年 3 月 31 日時点）

				(単位:百万円)
普通財産	現金預金	109,675	府債	1,191,793
	財政調整基金	1,256	臨時財政対策債	535,330
	減債基金(満括以外)	18,946	減税補てん債・減収補てん債(特例分)	226,426
	特定目的基金	221,527	退職手当債	80,028
	一般会計繰入分	△ 148,200	借換債増発分	350,009
	歳計現金	73,327		
	売却可能資産	16,146	退職給与引当金	910,655
	貸付金・定額運用基金	14,944		
	未収金	298,093	賞与引当金	50,091
	普通財産計	473,762	他会計借入金	13,166
行政財産	有形固定資産	6,698,818	一般負債計	2,165,705
			府債	3,494,582
			府債(満括引当分)	381,581
			特定負債計	3,876,163
	減債基金(満括分)	211,390	経常活動持分	△ 1,691,943
		731,590	投資活動持分	3,560,869
	一般会計繰入分	△ 520,200		
	投資等(出資金)	526,824		
	行政財産計	7,437,032	正味資産計	1,868,926
	資産合計	7,910,794	負債・正味資産合計	7,910,794

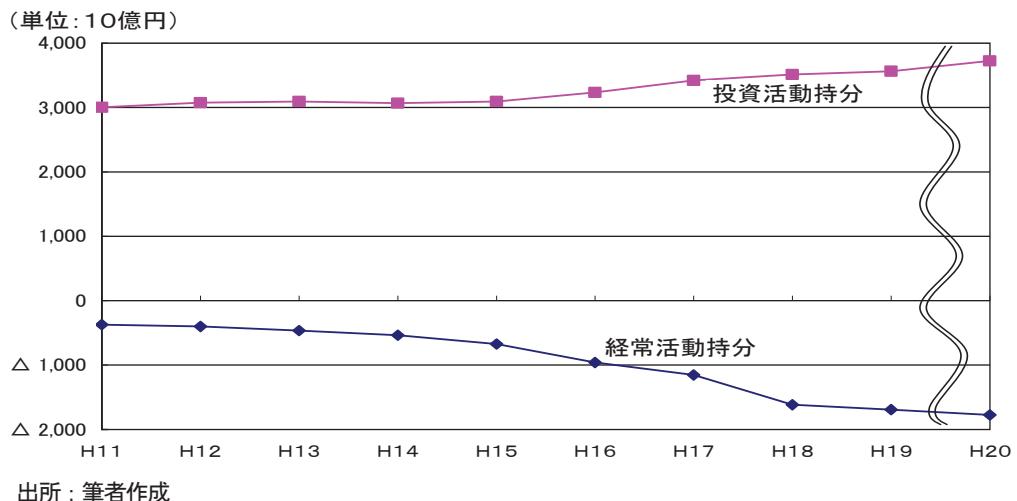
出所：筆者作成

まず、図 10 を見ると、「投資活動持分」は増加しているものの「経常活動持分」は減少している。一般的な企業においては、投資活動を行うことにより企業の収益力を高め、営業活動におけるキャッシュの稼得を通じてその投下資本を回収しようとする。民間企業の投資活動と自治体の社会資本投資を同視出来るか

<sup>5)</sup> ここで売却可能資産を時価評価して計上したため、図 5 の修正後バランスシートとは資産合計が異なっている。

については、より慎重な議論が必要であろうが、少なくとも、大阪府はこれまで相当額の社会资本投資を行っているが、それが地域経済の活性化（税収増）に繋がらず、その結果生じた税収不足を「一般負債」により補てんし、将来世代に負担を転嫁していることを示していると考えられる。

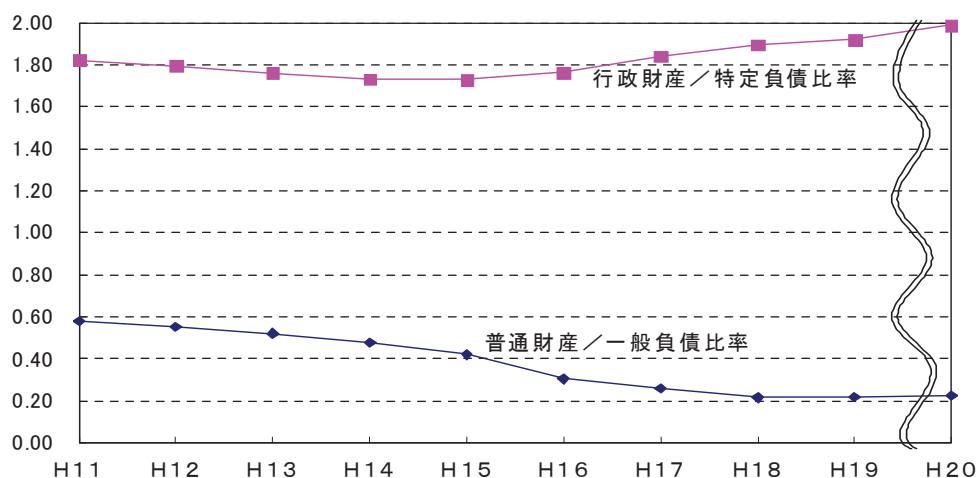
図 10 投資活動持分・経常活動持分の推移



出所：筆者作成

また、図 11 を見ると、「普通財産／一般負債比率」は継続的に低下傾向にあり、経常活動の健全性が損なわれてきていることが読み取れる。「行政財産／特定負債比率」も一旦減少した後、微増傾向となっており、府債の発行抑制等により資産形成の健全性は一定水準を保っているように見えるが、実際には投資財源の不足も一般負債により賄われており、さらに基金借入のような制度外の「一般負債」によりキャッシュの確保が図られているなど、投資活動が経常活動を犠牲にして成立しているという評価も可能と思われる。

図 11 行政財産/特定負債比率・普通財産/一般負債比率の推移



出所：筆者作成

#### 4. キャッシュフロー計算書の推計による資金状況の把握

##### (1) キャッシュフロー計算書の必要性

表1で示した各種財務指標の他府県比較は有意な特徴を示さなかった。一方、非常に低い回転率や流動比率など、民間企業とは異なる、自治体特有の特徴も見出された。このため、他府県や民間企業との比較だけでなく、財務諸表の時系列比較やバランスシートの目的別配列により一定の特徴を見出した。

しかし、大阪府が長年悩まされ続けている問題は、歳計現金の少なさに示されている「キャッシュ不足」の問題だと言える。この問題を端的に把握できるのは、むしろキャッシュベースの歳入歳出計算書（決算書）であるが、現在の地方自治体の決算書は、キャッシュフロー計算書のように活動区分別の表示にはなっていないため、平成19年度以前のキャッシュフロー計算書を試算することにより、大阪府の資金状況、キャッシュ不足の要因を明らかにしたい。なおキャッシュフロー計算書は、会計基準の違いによる差異が非常に少なく、平成20年度を含めた経年比較に最も適していると言える。

##### (2) 推計キャッシュフロー計算書の概要

修正前後のキャッシュフロー計算書は、表5および図12に表されている。なお、キャッシュの範囲は「歳計現金」とし、作成方法は間接法によるが、平成20年度については、公表されている財務諸表（「東京都方式簡易版」を基本とした新たな基準）を転記しており、直接法により作成している。

表5 修正前・修正後のキャッシュフロー計算書

B/S修正前	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	(単位:百万円)
経常活動によるキャッシュフロー	+ 80,191	+ 98,457	+ 106,760	+ 64,290	+ 88,457	+ 172,424	+ 181,060	+ 128,552	
投資活動によるキャッシュフロー	△ 255,848	△ 231,257	△ 188,108	△ 162,707	△ 154,937	△ 131,487	△ 175,091	△ 153,605	
財務活動によるキャッシュフロー	+ 153,064	+ 137,276	+ 84,248	+ 106,575	+ 65,249	△ 42,128	+ 3,223	+ 35,905	
当期現金預金残高変動額	△ 22,593	+ 4,476	+ 2,900	+ 8,158	△ 1,231	△ 1,191	+ 9,192	+ 10,852	

B/S修正後	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	(単位:百万円)
経常活動によるキャッシュフロー	+ 76,991	+ 41,257	△ 7,040	△ 37,110	+ 18,057	+ 109,023	+ 138,760	+ 60,952	△ + 50,100
投資活動によるキャッシュフロー	△ 341,175	△ 334,885	△ 289,082	△ 268,135	△ 261,811	△ 171,405	△ 218,500	△ 195,833	△ 106,500
財務活動によるキャッシュフロー	+ 241,591	+ 298,104	+ 299,022	+ 313,403	+ 242,523	+ 61,191	+ 88,932	+ 145,733	△ + 63,200
当期現金預金残高変動額	△ 22,593	+ 4,476	+ 2,900	+ 8,158	△ 1,231	△ 1,191	+ 9,192	+ 10,852	△ + 6,800

出所：筆者作成

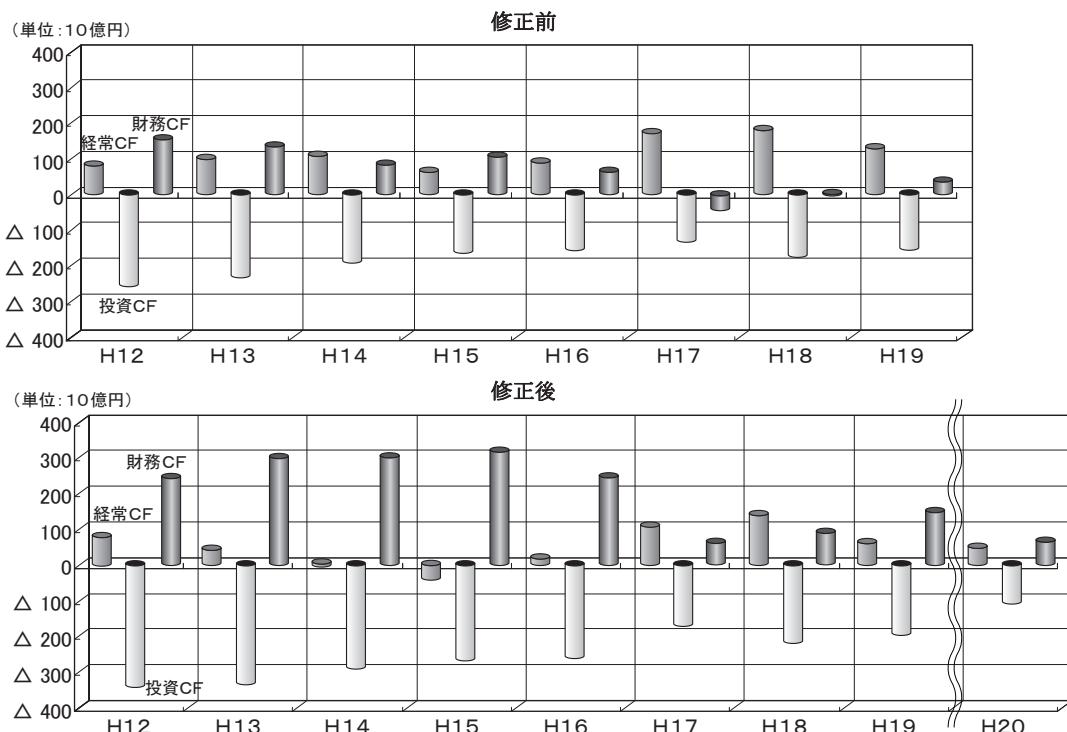
まず、【経常活動によるキャッシュフロー（経常CF）】を見ると、修正前はいずれの年度もプラスとなっているが、修正後では、減債基金繰入（借入）などを収入から除いていることなどにより、プラス幅は大幅に縮小し、マイナスとなっている年度もある。また、税収の回復などを受け、平成17年度以降は幾分改善している。

次に、【投資活動によるキャッシュフロー（投資CF）】を見ると、修正前、修正後ともマイナスであるが、修正後では、減債基金（満期一括償還のための積立分）の積み立てなどにより、マイナス幅が大きくなっている。

さらに、【財務活動によるキャッシュフロー（財務CF）】を見ると、修正前はプラス・マイナスいずれの年度もあるが、修正後はいずれの年度もプラスであり、その幅も、減債基金からの繰入（借入）などを表示することにより、修正前より大幅に大きくなっている。経常CFの改善を受け、平成17年度以降はプラス幅が縮小している。

修正前、修正後の変化を概観するため、図12を見てみたい。いずれの年度も修正後は経常CFが大幅に減少するとともに、財務CFが大幅に増加している。これは、本来財務CFに計上すべき基金からの借入収入を、府税等の収入と同様に行政コスト計算書に計上していたことに起因するものであり、その借入収入額について、毎年の「収入－行政コスト差引」を過大に表示し、バランスシートの負債を過小に表示していたと言えよう。

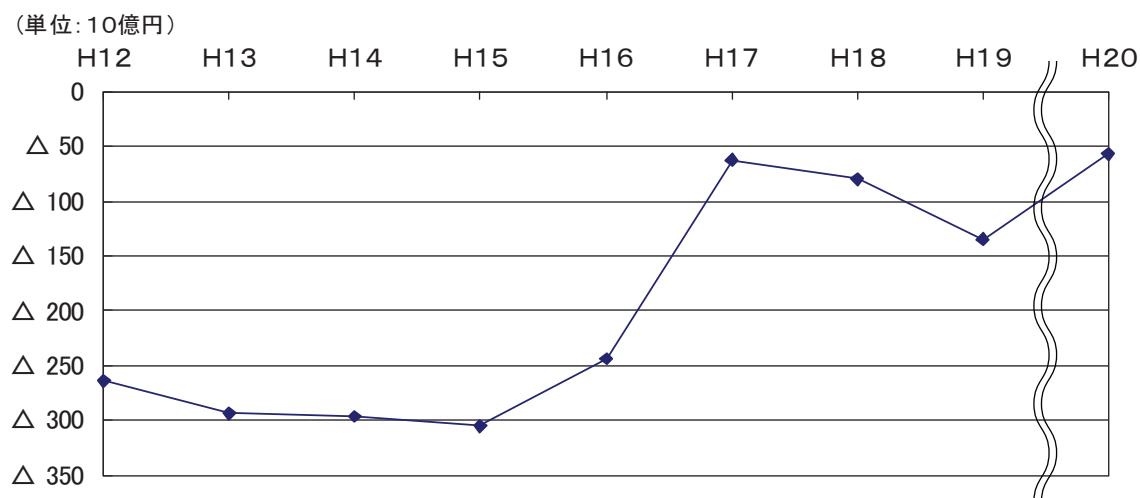
図12 修正前・修正後のキャッシュフロー図



出所：筆者作成

図13 経常には、経常CF+投資CFの推移が示されている。投資CFのマイナスは、一定水準の公共事業を行う責務がある地方自治体では自然なものである（民間企業でもマイナスが多い）ため、この投資CFを賄えるだけの経常CFがあるかを見るに価値がある。「経常CF+投資CF」を見ると、いずれの年度も恒常にマイナスであり、経常CFで投資CFを賄えていない、すなわち、不足額を財務CF（府債発行や減債基金からの繰入等）により補っていることが分かる。

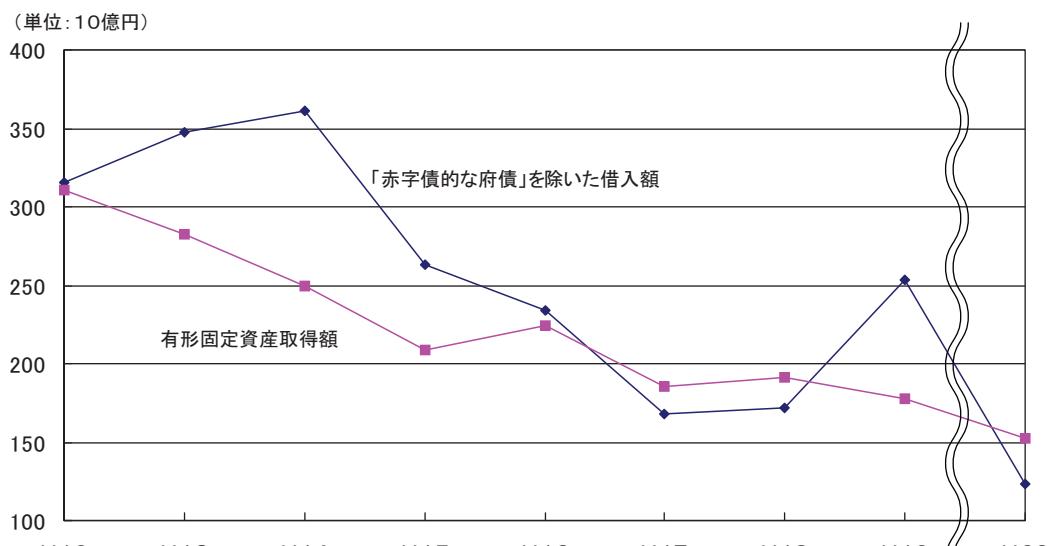
図 13 経常 CF+投資 CF の推移



出所：筆者作成

また、「赤字債的な府債」<sup>⑥</sup>を除いた借入額を、有形固定資産の取得額と比較したものが図14であるが、借入額が有形固定資産の取得額を上回っている年度が多い。すなわち、つまり将来世代に負担が転嫁されていることが分かる。さらに言えば、そのような現状は、修正前のキャッシュフロー計算書においては十分には開示されていない。その一方で平成20年度には、「経常CF+投資CF」が改善し、借入額が有形固定資産取得額を下回るなど、正常化の傾向が見られる。

図14 「赤字債的な府債」を除いた借入額および有形固定資産取得額

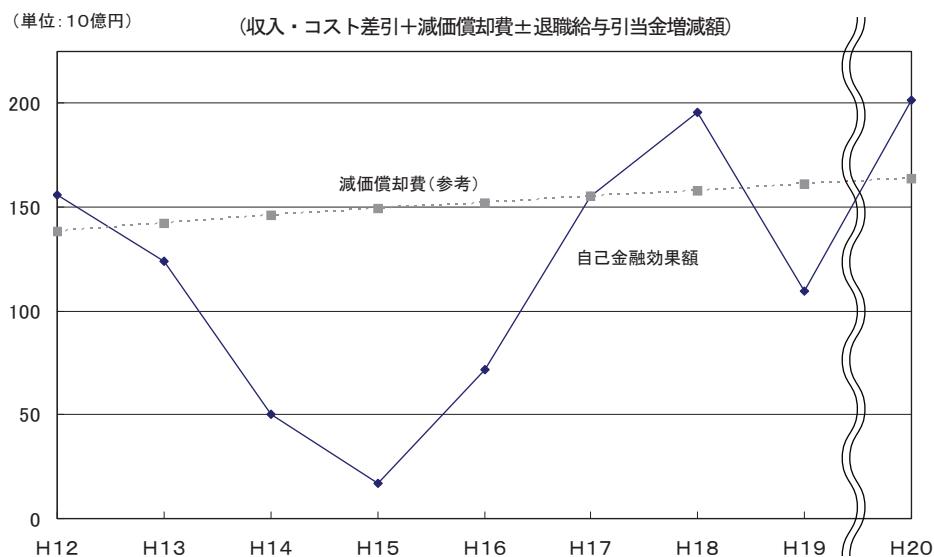


出所：筆者作成

<sup>⑥</sup> 当該年度の借入額（地方債の発行額と減債基金等からの借入の合計額）から、臨時財政対策債、減税補てん債、減収補てん債（特例分）の発行額を除いたもの。

なお、損益がイーブンであれば、減価償却費や引当金増加額相当額のキャッシュが得られる（自己金融効果）が、平成19年度まで恒常に「収入項目－行政コスト差引」（損益）がマイナスであり、図15で分かるように、自己金融効果額が減価償却費を下回っている年度が見られ、平成13年度から16年度には、減価償却費に相当する額の自己金融効果額が得られていなかったことが分かる。

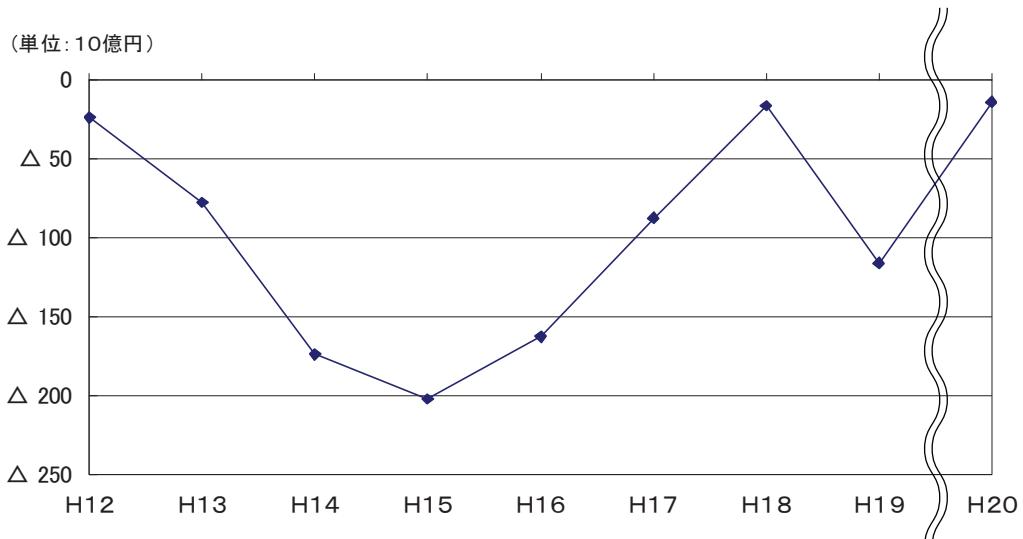
図15 自己金融効果額



出所：筆者作成

さらに、自己金融効果額から負債償還額を引いた額を、図16から見ても、恒常にマイナスとなっているなど、過去に発行された府債（特に平成5～7年度頃の国の経済対策に伴うもの）の償還に必要なキャッシュを稼得できていない状況が見て取れる。しかし平成20年度においては一定の改善が見られている。

図16 自己金融効果額－当期負債償還額



出所：筆者作成

以上から、大阪府がキャッシュ不足に苦しんできた原因は、経常活動で十分なキャッシュが稼得出来ていないにも係わらず、自らの体力を超えた投資活動を継続してきたことだと考えられる。そして、とにかく毎年の資金収支の帳尻を合わせればよいという単式簿記による財政運営も手伝って、そのキャッシュ不足を、減債基金借入等の短期的な財源で補うという措置を続けてきた結果、根本的な問題への対策が先送りにされ、これほどまでに負債残高が膨れ上がってしまったと言えるであろう。

## 5. 橋下知事就任後の諸改革と早期抜本改革シミュレーション

### (1) 大阪府における財務書類の活用実績

これまでの大坂府においては、バランスシート・行政コスト計算書といった財務書類そのものが、大阪府の財政運営における判断材料として十分に活用されてきたとは言い難い。実務上は、やはり単式簿記による会計に基づいて、税収動向や国において策定される地方財政計画をにらみながら、毎年の予算上の収支の均衡を図るべく、歳出の削減とともに様々な財源の活用が図られてきた。

それらの財源が、臨時財政対策債等の「赤字債的な地方債」であり、また減債基金の借入、さらには借換債の増発による減債基金残高の確保であったと思われる。財務書類が大阪府の財政運営における主要な判断材料とはなっていなかったとしても、これら減債基金からの借入等の実態が、財務書類に明確に表示されていたとすれば、財務書類の利用者（議会、一般府民、投資家等）の判断に一定の影響を与え、また異なった判断が成されていた可能性もあると考えられる。

特に平成16年度以降の借換債の増発（簿外負債）は、バランスシートだけではなく、他のいずれの公表資料にも明記されていないものであり、議会や一般府民、投資家等にも十分な説明がなされてこなかった。このため、正確な情報が開示されないまま議会における予算等の審議が行われていたなど、不透明なデータの公表が、大阪府としての意思決定に一定の影響を与えていたことは否定出来ないであろう。

### (2) 平成20年度における抜本改革の概要

以上のような不透明な処理は、平成19年12月末に新聞等で報じられることにより初めて明らかとなつたが、橋下知事が就任したのは、その直後の平成20年2月であった。橋下知事はこのような不透明な処理を極めて問題だと認識するとともに、直ちに「財政非常事態」を宣言し、抜本的な財政再建策の策定を指示した。その一連の動きは表6に、財政再建策の概要は表7に示されている。

この結果、平成21年度の大坂府のラスパイレス指数は92.2（地域手当補正後は90.9）と、全国46位（地域手当補正後は最下位の47位）まで下落したほか、平成20年度以降は新たな基金からの借入をすることなく、実質収支の単年度黒字化を達成するなど、大阪府財政は劇的な改善が図られたと言える。

表6 橋下知事就任前後の動き

平成19年12月	借換債の増発についての新聞報道
平成20年2月	橋下知事就任
同月	財政非常事態宣言
同月	平成20年度当初予算案を7月末までの暫定予算として提出（可決）
平成20年6月	「財政再建プログラム案」公表
平成20年7月	平成20年度本格予算案を提出（可決）

出所：筆者作成

表 7 平成 20 年度の抜本改革（財政再建プログラム案）の概要

主な取組み項目	<p>&lt;事務事業の見直し&gt; 府が独自に取り組んでいる事業やセーフティネット的な事業（私学助成、医療費公費負担事業等）について、その必要性や必要量を見直し</p> <p>&lt;建設事業の見直し&gt; 一般財源ベースで原則 2 割程度の縮減</p> <p>&lt;人件費のカット&gt; 給与月額：部長級 14%、その他管理職 11.5%、管理職以外 9.5~3.5% 退職手当：一般職 5%</p>
改革の効果額  〔歳出削減及び歳入確保〕	<p>平成 20 年度：1,100 億円 一般施策経費 245 億円、建設事業 75 億円、人件費 345 億円、歳入確保 435 億円</p> <p>平成 21 年度：880+α 億円 一般施策経費 330 億円、建設事業 75 億円、人件費 475 億円、歳入確保 α 億円</p> <p>平成 22 年度：900+α 億円 一般施策経費 345 億円、建設事業 75 億円、人件費 475 億円、歳入確保 α 億円</p>

出所：筆者作成

## (3) シミュレーションの概要及び結果

ここでは、橋下知事就任後と同様の抜本改革を、仮に平成 16 年度時点で実施し、これ以上の基金からの借入をストップしていた場合、どのような財政状況となっていたかをシミュレーションする。具体的には、平成 19 年度から平成 20 年度にかけての以下の支出項目について、削減率を表 8 のように算定し、その率を平成 16~19 年度の実績額に適用する。（すなわち、平成 16 年度でのみ、平成 20 年度相当の抜本改革による歳出削減を行い、その後は、その削減後のレベルを維持したと仮定する。）

表 8 シミュレーション上の削減率

P L 項目	項 目	H19~20 削減率		※ 参考に、十分な削減が実現できなかった場合として、実際の削減率の 80% 程度であつた場合のシミュレーションも実施する。
		(参考) 80% の場合		
人件費	10. 29%	8. 23%		
物件費	8. 74%	6. 99%		
維持補修費	9. 52%	7. 62%		
補助費等	6. 83%	5. 64%		
普通建設(補助金等)	5. 14%	4. 11%		
C S 項目	普通建設事業費	14. 39%	11. 51%	※ 財務CFの収入項目である「府債(普通会計分)当期発行額」についても、普通建設事業に充当されている額については、普通建設に係る削減率を事業費で加重平均した下記の削減率を適用した。 ⑯ 10.57% ⑰ 9.81% ⑱ 10.06% ⑲ 9.75%

出所：筆者作成

注：なお、平成 16~19 年度においては、平成 16 年 11 月に策定した「行財政計画（案）（改定版）」等に基づき、相当程度の削減を行っているが、平成 20 年度の「財政再建プログラム（案）」においては、それら過去の削減努力に上乗せして以下の削減を実施している。それを踏まえ、過去の削減努力と平成 20 年度の削減努力を同時に実施したと想定して、削減後の支出額を算定する。

以下では、各種指標における改善状況を見てみよう。

まず、行政コスト計算書は、表9および図17に示されている。この結果から、平成16年度に同様の改革に着手していた場合、「収入項目－行政コスト差引」（損益）が大幅に改善していたことが分かる。

表9 早期抜本改革の場合の行政コスト計算書

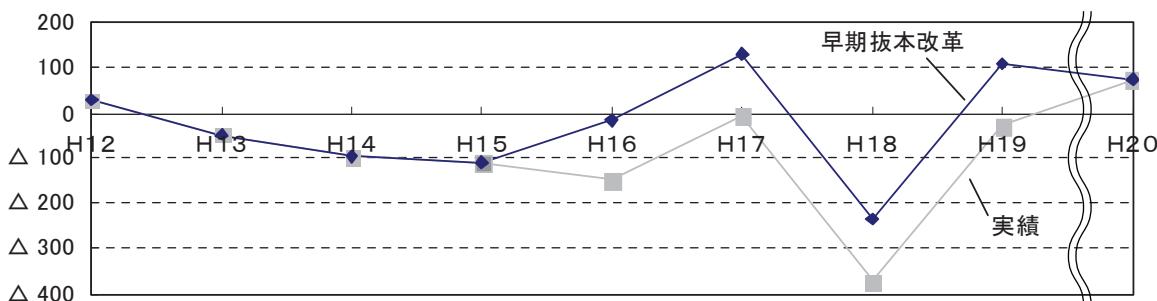
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
人にかかるコスト	969,942	1,000,816	961,286	927,179	904,192	809,211	1,137,671	802,764	741,900
物にかかるコスト	235,753	240,092	247,359	253,794	269,250	245,466	248,955	251,766	254,200
移転支出的なコスト	681,706	690,453	632,530	613,325	588,633	628,296	746,929	680,047	684,500
その他のコスト	132,164	133,512	136,956	123,340	104,957	94,677	105,508	80,554	112,300
行政コスト計	2,019,565	2,064,873	1,978,131	1,917,638	1,867,032	1,777,850	2,239,063	1,815,131	1,792,900
使用料・手数料等	173,449	171,752	167,881	168,682	157,705	148,815	167,083	164,728	130,500
国庫支出金	382,754	396,555	348,786	318,949	306,606	262,423	222,858	211,937	243,300
一般財源等	1,492,982	1,448,298	1,363,873	1,321,849	1,387,082	1,496,228	1,614,212	1,547,676	1,494,000
収入項目計	2,049,185	2,016,605	1,880,540	1,807,480	1,851,393	1,907,466	2,004,153	1,924,341	1,867,800
差引（収入項目－行政コスト）	29,620	△ 48,268	△ 97,591	△ 110,158	△ 15,639	129,816	△ 234,910	109,210	74,900

早期抜本改革による改善部分

出所：筆者作成

図17 早期抜本改革による収入－コスト差引の変化

(単位:10億円)



出所：筆者作成

次に、キャッシュフロー計算書は、表10および図18に示されている。平成16年度に同様の改革に着手していた場合、キャッシュフローに劇的な改善が図られていたほか、自己金融効果額は大きく改善し、負債償還に必要なキャッシュを稼得出来ている年度もある。

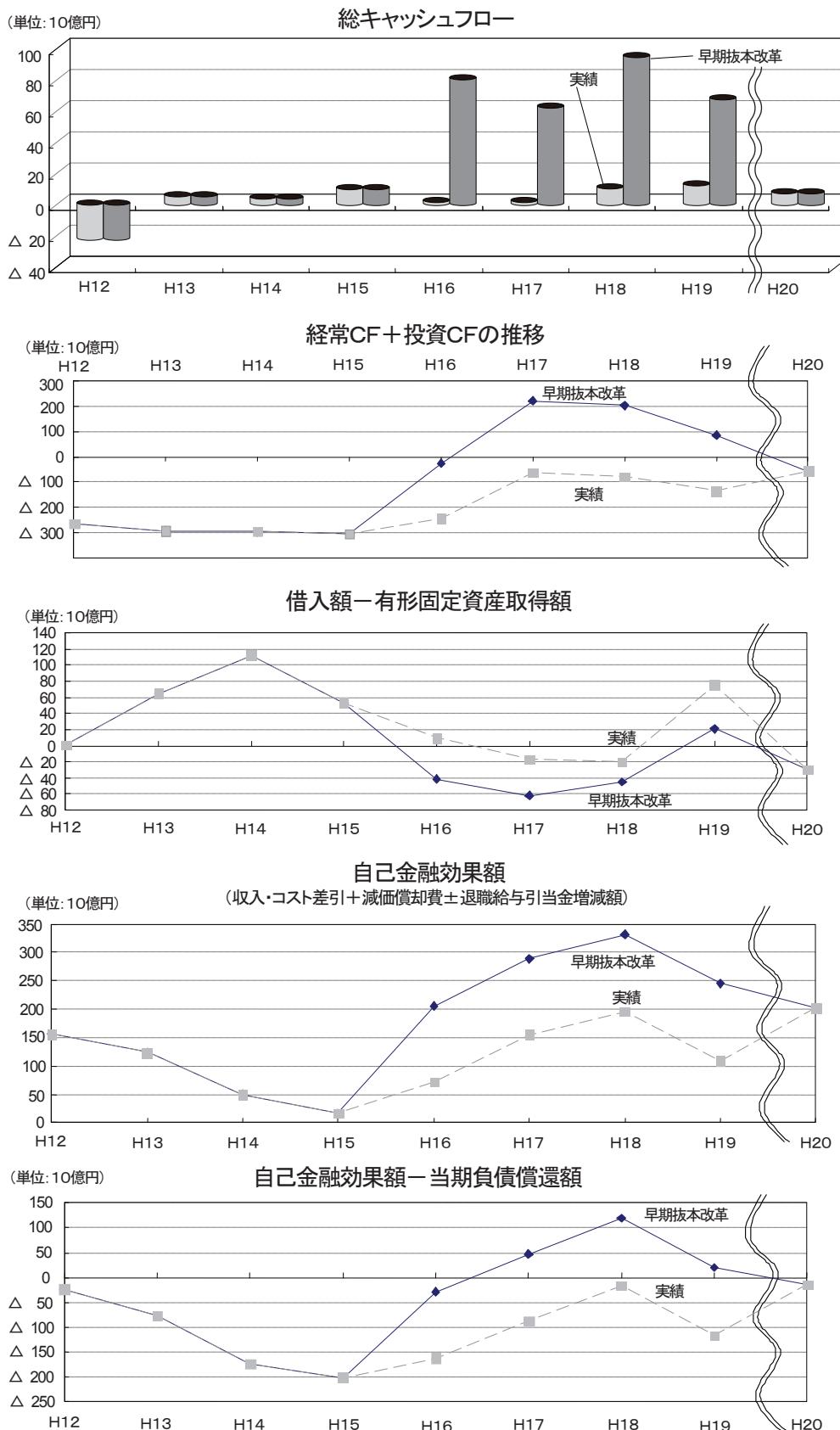
表10 早期抜本改革の場合のキャッシュフロー計算書

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
経常活動によるキャッシュフロー	+ 76,991	+ 41,257	△ 7,040	△ 37,110	+ 124,947	+ 216,288	+ 247,352	+ 170,011	+ 50,100
投資活動によるキャッシュフロー	△ 341,175	△ 334,885	△ 289,082	△ 268,135	△ 154,441	△ 22,920	△ 72,496	△ 113,240	△ 106,500
財務活動によるキャッシュフロー	+ 241,591	+ 298,104	+ 299,022	+ 313,403	+ 108,916	△ 131,076	△ 80,777	+ 10,874	+ 63,200
当期現金預金残高変動額	△ 22,593	+ 4,476	+ 2,900	+ 8,158	+ 79,422	+ 62,292	+ 94,079	+ 67,645	+ 6,800

早期抜本改革による改善部分

出所：筆者作成

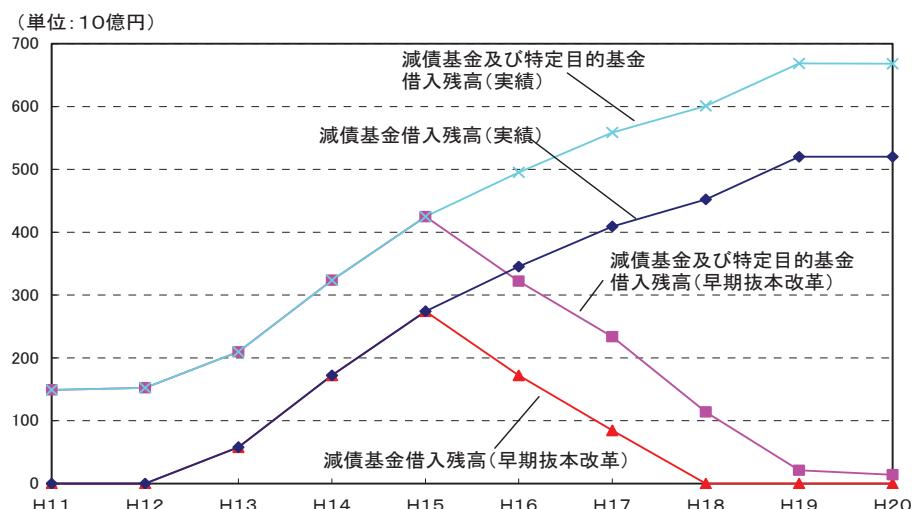
図 18 早期抜本改革によるキャッシュフローの変化



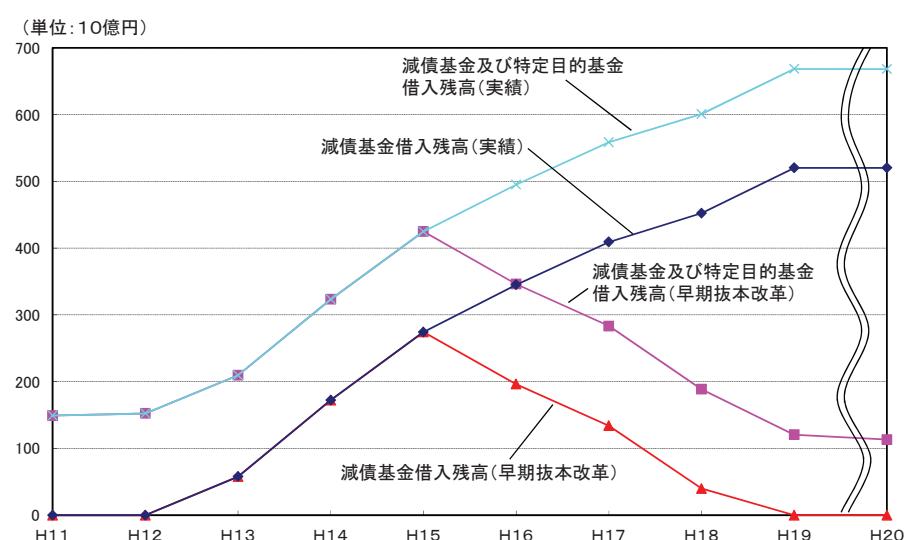
出所：筆者作成

さらに、基金借入残高の変化に着目してみよう。その結果は、図19に示されている。早期抜本改革で得られたキャッシュにより減債基金からの借入れを返済していたと仮定すると、平成18年度末には全て返済することが可能であった（歳出削減は、平成16年度の1回のみであるが、削減されたレベルは維持されていることから、現実額と比較すれば、余剰額は継続して発生するため、削減効果は毎年現れることになる）。さらに、平成20年度末には、特定目的基金からの借入も含め、大部分が返済可能であったと考えられる。各年度の支出削減効果を低めに見積もった場合（削減率の80%程度が達成できたとした場合：下段）でも、平成19年度には減債基金の借入を全額返済することが可能であったと考えられる。

図19 早期抜本改革の場合の基金借入残高（下段：削減率を80%とした場合）



出所：筆者作成



出所：筆者作成

## 6. 検証のまとめ

以上の検証から、これまでの財務諸表においては情報が適切に開示されず、特に負債額について不透明なデータの公表がなされてきたことが明らかとなった。そのために意思決定に遅れが生じ、抜本改革に向けた取組みが適時になされなかつたという解釈も可能だと言える。

この教訓を踏まえ、財務的な意思決定が正確な情報に基づいてなされるよう、資産・負債並びに投資リスク等を網羅的かつ適正に表示する財務諸表の整備を進める必要がある。とりわけ、本稿では資産の網羅的計上や適切な評価までは到達出来ていないが、平成24年度以降導入される「新公会計制度」では、資産の評価減、貸倒引当、投資損失引当等が適切になされるよう、引き続き努力していく必要があろう。

さらに言えば、複式簿記による財務諸表を財政運営により積極的に活用する必要があると考える。単式簿記による会計では、毎年度の資金収支の帳尻さえ合えば当面の予算編成は可能であり、いくら負債に頼ろうとも、とにかく予算さえ組めればよい、という財政運営になりがちだと考えられる。このような財政運営から脱却するためにも、収入・行政コスト・資産・負債それぞれの有機的な関連が把握できる複式簿記による財政運営をより重視すべきであろう。

また、地方自治体が保有する資産総額は相当なものであり、かつ債務超過等の状況にはないにも関わらず、大阪府をはじめ多くの団体がこれまでキャッシュの不足に苦しんできた。その原因を検討する新たなツールとして今回はキャッシュフロー計算書による財政構造の分析を試みたが、その検討は緒に就いたところであり、これら財務諸表の有効な活用方策をさらに研究する必要があろう。

この状況は、これまでの公共投資の効率性が十分ではなく、資産に見合った税収が得られていないと考えることも可能である。この課題については、目的別配列法等の新たなツールの活用方策などの検討を進め、公共投資や府債発行額の適正な水準と、その公共投資の効果（税収等への還元）の最大化について研究を深める必要があろう。

大阪府における財政運営について言えば、これまでの不透明な公表データ依存への反省を踏まえ、府債発行によるキャッシュ確保に過度に依存しない財務マネジメントを確立し、平成20年度における改善が継続的なものとなるよう努力する必要があろう。

## 参考文献

赤井伸郎・鷲見英司・吉田有里（2001）『バランスシートで見る日本の財政』日本評論社

## 参考資料

- 総務省（2007）「新地方公会計制度実務研究会報告書」総務省
- 東京都（2008）「東京都の新たな公会計制度 解説書」東京都
- 大阪府（2009）「大阪府の新公会計度 中間報告」大阪府

